自動車税種別割過誤納金等還付請求権譲渡証											
	年 月	Ħ	譲	所							
Ē	島 根 県 知	事	渡人(所在	地)							
(県民センター	- 所長) 様	(債 権者) (名	名						E	D
			者(名	称) (1	電話)	
自動車税種別割の過誤納金及び当該過誤納金に係る還付加算金の還付請求権を											
次のとおり譲渡しましたので、当該還付金は譲受人あてに支払ってください。											
		年度 登	録 番 号	徴収	番号	年 税	額	過誤	納	金	額
自重	助車税種別割	島村	艮・出雲				円				円
納	付 年 月 日		年		月	日					
過割理	呉納となった 由	年 月 日まっ消、その他()									
譲	所 在 地 (住 所)										
受	名称										
文	(氏 名)	(電話									
人	代表者氏名										
	口座振込を希望される方は、次の事項をお知らせください。										
金融機関名											
		支店等名									
	口座番号 普通・当座 フリカナ 口座名義人										
要	日 座 名 莪 /	<u> </u>						_			
安											

^{*}記載に当たっては、裏面をご覧ください。

押印・記載漏れ若しくは記載誤り又は添付書類に不備等がある場合は受理できませんので、注意事項をよくご確認の上提出してください。

注意事項

- 1. 譲渡証の提出期限は、過誤納金が生じた日から7日以内です。
- 2. 譲渡人(債権者)は4月1日現在の名義人(納税義務者)です。 譲渡人が個人の場合は、自署・押印してください。 譲渡人が法人の場合は、法人名及び代表の職名・氏名を記載し代表者印を押印 してください。
- 3. 譲渡人の住所(所在地)及び氏名(名称)は現在の住所(所在地)・氏名(名 称)を記載してください。

電話番号も必ず記載してください。

納税通知書に記載された住所(所在地)及び氏名(名称)と異なる場合は、変更されたことが確認できる書類(住民票・商業登記簿の写し等)を添付してください。添付がない場合は譲渡人(納税義務者)へ連絡させていただく場合があります。

- 4. 譲渡人(納税義務者)に未納の徴収金がある場合は、還付請求権譲渡証を提出された場合でも還付金を未納の県税徴収金に充当することになります。
- 5. 還付請求権譲渡証を提出された年度中に過誤納金が生じなかった場合は、当該還付請求権譲渡証による債権譲渡は無かったものとみなします。